生活衛生関係営業者の皆様へ

- ・理容業・美容業・クリーニング業・公衆浴場業・ホテル旅館業
- ・興行・鮨商・食肉販売業・社交飲食業・麺類飲食業・喫茶飲食業
- ・料理飲食業・中華料理業・その他飲食店

2018

生活衛生同業組合ご加入のご案内

毎年 11月は、 生活衛生同業組合 による、 「活動推進月間」 です。

"生活衛生同業組合"ってなに?

- □皆様方の営業は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振 ・興に関する法律」という法律で、生活衛生関係営業(生衛業) と呼ばれています。
- 生衛業は、日常生活を営んでいくうえで、欠かすことのでき ない生活密着型の大事な業種であり、常に道民生活の向上と 地域の発展に寄与しています。

営業者の自主的活動団体として 主に次のような事業を行っています。

- (1) 組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に関す る指導
- (2) 営業施設の設備改善や経営の健全化のための資金のあっせん
- (3) 組合員の営業に関する技術の改善向上に関する事業
- (4) 組合員の福利厚生に関する事業
- (5) 組合員の共済に関する事業

公益財団法人 北海道生活衛生営業指導センター